

## 市道で工事をする場合

無許可で道路敷地に工作物を設置したり、道路の形状を変更したりすることは、道路法により禁じられており、事前に市への許可申請が必要です。

### 申請が必要な例

- 道路側溝(U字溝)にふたをかける、埋設する(花川南地区など)
- 道路施設(歩道など)の舗装や縁石の切り下げを行う
- 融雪槽や宅地内の雨水排水などの道路側溝や集水ますへの接続

問合せ 維持管理課

☎72・6122

## 下水道の公共ますが詰まったら

植物の根などが原因で公共ますが詰まる場合があります。排水の流れが悪い場合は原因を調査しますので、ご連絡ください。なお、直接業者に調査を依頼した場合、原因が公共ますがでも調査費用は依頼者負担になります。

問合せ 下水道課 ☎72・3176

※土・日・祝日は石狩管工事業協同組合 ☎73・8658

## 悪質業者に要注意!

市から依頼されたように装い、宅地内の排水設備(排水管・ますなど)の清掃や点検を勧誘する訪問業者が見受けられます。市が業者に依頼して宅地内の排水設備の清掃や点検を行うことはありません。不審に思ったらすぐに契約せず、石狩市消費生活センター ☎75・2282へ相談してください。

問合せ 下水道課 ☎72・3176

## 4月は再配達削減PR月間

市は、政府が取り組む再配達削減PR月間に協力・賛同し、再配達削減に向けた取り組みを進めています。

【再配達削減のためにお願いたい4つのこと】

- ①時間帯指定の活用(ゆとりある日時指定)
- ②各事業者が提供する「ミニミニ」ケーシヨン・ツール(メール・アプリなど)の活用
- ③コンビニ受け取りや駅の宅配ロッカー、置き配など、多様な受け取り方法の活用
- ④発送時に送付先の在宅時間を確認

問合せ 環境政策課

☎72・3698

## 土地売買などの届け出

土地の売買などを行った場合、土地の権利取得者(譲受人)は国土利用計画法に基づき契約を締結した日から2週間以内(契約締結日含む)に、市への届け出が必要です。

### 届け出対象面積

- 市街化区域内の土地(2千㎡以上)
- 市街化調整区域内の土地(5千㎡以上)
- 右記以外の土地(1万㎡以上)

※同じ目的で利用する土地を分けて取得する場合、1件ごとの面積が届け出対象面積を下回っていても、面積の合計が届け出対象面積以上になるときは、契約ごとに届け出が必要です

問合せ 建設総務課

☎72・3081

## 中退共の退職金制度

中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。掛け金助成や税法上の優遇が受けられ、外部積立型のため管理も簡単です。

問合せ (独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

☎03・6907・1234

## 石狩市中小企業特別融資貸付金 利子補助金

貸付を利用する事業者には、融資利率の0.5%を利子補助します。※複数借り入れしている場合は、件数分の申請書類が必要対象令和8年3月までに「石狩市中小企業特別融資資金」を利用した事業者

申請方法 指定用紙を提出(郵送可) ※用紙は申請先、商工会議所、北商工会、市内の制度取扱金融機関にあり、市HPからも入手可

申請期限 10日(金)

申請問合せ 商工労働課

(〒061-3292 市役所3階)

☎72・3166

## 山口斎場利用料補助制度

火葬のため札幌市山口斎場を利用した場合、市内斎場の利用料金との差額を補助します(控入室利用料除く)。

申請方法 申請書に火葬許可証などの写しと利用料の領収書の写しを添え、火葬の日から90日以内に申請

申請問合せ 環境保全課(市役所3階) ☎72・3240

## 犬や猫を飼う皆さまへ

○生後91日以上の犬は、登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています

○ペットシヨップなどで販売される犬・猫は、マイクロチップ装着が義務化されています。

○一般の飼い主は努力義務ですが、マイクロチップ装着済み

の犬猫を取得した場合の変更登録は義務です

○散歩の際は2m以内のリードを付け、制御できる方が持ちましょう。道路や公園などで放すことは条例で禁止されています

○悪臭や鳴き声などで近隣に迷惑をかけるようにしな

しな

○猫は室内で飼いましな

○野良猫への餌やりは、ふん尿被害などの原因となるのでやめましょう

問合せ 環境保全課

☎72・3240

## 江別保健所内部の改修完了

江別保健所の内部改修工事が完了しました。申請・受付などの窓口業務は、従来どおり本庁舎で行っています。なお、外壁などの外部工事を継続しており、

## 4/1から市の組織が変わります

☎職員課☎72・3151

- 企画政策部に交通政策課を新設します。
- 環境課を環境政策課と環境保全課に分割します。
- 子育て推進部の課名を変更します。また、母子・歯科保健事業に関する業務を子ども政策課からこども家庭センターに移管します。
  - ・子ども政策課 → こども政策課
  - ・子ども家庭課 → 子育て支援課
  - ・子ども相談センター → こども家庭センター
  - ・子ども発達支援センター → こども発達支援センター
- 建設部にまちなかふれあい拠点施設整備準備室を新設します。

☎72・3246

問合せ 林業水産課

市では1日(水)～6月30日(火)を林野火災危険期間とし、21日(火)～5月31日(日)を林野火災予防強化期間としています。山菜採り、ハイキング、釣りなどのレジャーの際は、火の取り扱いにくれぐれもご注意ください。

## 林野火災を防ぎましょう

☎011・383・2111

問合せ 江別保健所

工事車両の出入りがありますので、来庁の際はご注意ください。

# 今を知る。未来の力になる。



令和8年  
6月1日

全国すべての事業所・企業が対象です。

# 経済センサス 活動調査

経済の  
国勢調査

支所等を有さない比較的小規模な事業所へは次の方法で調査書類・調査票をお届けします

- 1 4月からインターネット回答用の書類を郵送
- 2 インターネット未回答等の事業所へは5月に調査員が紙の調査票を配布

※支社・支所をもつ企業や規模の大きい事業所などには、「直轄調査」という別の方法で調査を実施します



※この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、調査に回答する義務があります。ご回答いただいた内容は統計作成の目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。



回答はインターネットがおすすめです。☎ 総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

## 春の火災予防運動

20日(月)～30日(水)は火災予防運動を実施します。全国的には火災の原因による火災が増えています。たばこを吸うときは

灰皿のある場所で吸い、ポイ捨ては絶対にやめましょう！

また、ここ数年全国各地で大規模な林野火災が発生しています。その原因の一つにたばこも考えられます。マナーを守り、

火災予防にご協力をお願いします。

問合せ 石狩消防署警防課  
☎74・7165